



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*161 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商工振興課)..... 1

○ 告示

472 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 6

473 大規模小売店舗立地法による上富田町から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 6

474 藤崎井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 7

475 令和3年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (果樹園芸課)..... 7

476 基本測量の終了 (技術調査課)..... 9

477 公共測量の終了 ()..... 9

478 テレメータ設備整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (河川課)..... 9

479 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課)..... 11

*480 平成15年和歌山県告示第428号(指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等)の一部改正 (会計課)..... 11

○ 公告

入札公告 (河川課)..... 11

規 則

和歌山県規則第161号

和歌山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県中小企業高度化資金貸付規則(昭和45年和歌山県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担保の提供)</p> <p>第4条 資金の貸付け(以下「貸付け」という。)を受けようとする者は、貸付けに係る債務を保証するため、貸付けの対象となった土地、建物その他の施設(以下「貸付対象施設等」という。)を担保として提供し、金融機関(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関をいう。)の保証若しくは市町村の債務負担行為に基づく損失補償(次条において「金融機関等保証」という。)を受け、又は知事が適当と認める連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、貸付けを受けようとする者に、担保を提供させることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(保証人及び担保)</p> <p>第4条 資金の貸付け(以下「貸付け」という。)を受けようとする者は、貸付けに係る債務を保証するに足る資力を有し、かつ、知事が適当と認める連帯保証人をたてなければならない。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める保証人のほか、貸付けを受けようとする者に、担保を提供させることができる。</p> <p>3 略</p>

(貸付けの申請)

第5条 貸付けを受けようとする者は、和歌山県中小企業高度化資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までにこれを提出しなければならない。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該アからウまでに定める書類
 - ア 貸付けを受けようとする者が貸付対象施設等を担保として提供する場合 当該担保の内容を証する書類
 - イ 貸付けを受けようとする者が金融機関等保証を受ける場合 当該金融機関等保証の内容を証する書類
 - ウ 貸付けを受けようとする者が前条に定める連帯保証人を立てる場合 連帯保証書(別記第2号様式)

(2)～(4) 略

(計画の変更)

第7条 貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、貸付対象施設等の取得、造成及び設置(以下「設置等」という。)に関する計画を変更又は中止しようとするときは、直ちに和歌山県中小企業高度化資金貸付決定変更申請書(別記第5号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微である場合は、届出をもってすることができる。

2 略

(貸付けの決定の取消等)

第8条 知事は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けの決定を取り消すことができる。

- (1) 貸付けの申請の内容を偽ったとき。
 - (2) 貸付対象施設等の設置等をやめたとき。
- (3)～(5) 略

(施設の設置完了後の処理)

第9条 貸付決定者は、原則として当該決定のあった日の属する県の会計年度の末日までに貸付対象施設等の設置等を完了し、当該物件の設置等に必要経費の支払を完了しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、借主に対し、その借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失させることができる。

- (1)～(6) 略
 - (7) 借主が、貸付対象施設等を売却、廃棄、休止し、又は貸付けの目的以外に使用したとき
- (8)～(17) 略

(報告)

第18条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその概要を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(貸付けの申請)

第5条 貸付けを受けようとする者は、和歌山県中小企業高度化資金貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までにこれを提出しなければならない。

- (1) 連帯保証書(別記第2号様式)

(2)～(4) 略

(計画の変更)

第7条 貸付けの決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、貸付けの対象となった土地、建物その他の施設(以下「施設等」という。)の取得、造成及び設置(以下「設置等」という。)に関する計画を変更又は中止しようとするときは、直ちに和歌山県中小企業高度化資金貸付決定変更申請書(別記第5号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微である場合は、届け出をもってすることができる。

2 略

(貸付けの決定の取消等)

第8条 知事は、貸付決定者が次の各号の一に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消すことができる。

- (1) 貸付けの申請の内容をいつわったとき。
 - (2) 対象施設等の設置等をやめたとき。
- (3)～(5) 略

(施設の設置完了後の処理)

第9条 貸付決定者は、原則として当該決定のあった日の属する県の会計年度の末日までに貸付けの対象となった施設等(以下「貸付対象施設等」という。)の設置等を完了し、当該物件の設置等に必要経費の支払を完了しなければならない。

(期限の利益の喪失)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、借主に対し、その借入金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について、期限の利益を喪失させることができる。

- (1)～(6) 略
- (7) 借主が、貸付対象施設を売却、廃棄、休止し、又は貸付けの目的以外に使用したとき。

(8)～(17) 略

(報告)

第18条 借主は、次の各号の一に該当する場合は、速やかにその概要を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(1)～(3) 略

2・3 略

4 借主が、死亡し、又は解散したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者又は清算人は、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、連帯保証人を立てている場合は、連帯保証人と連名で届け出なければならない。

5 略

4 借主が、死亡し、又は解散したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者又は清算人は、連帯保証人と連名で速やかに知事に届け出なければならない。

5 略

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

組 合 名(企業体名)

代表者氏名

(事務担当者氏名)

和歌山県中小企業高度化資金貸付申請書

和歌山県中小企業高度化資金貸付規則第 5 条により、下記のとおり資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付申請額		千円			高度化事業の種類		事業
対象施設等の名称	構造・型式・性能・大きさ	数量又は面積	単価	金額	契約年月日	設置完了(予定)年月日	設置(予定)場所
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
合計							

別記第2号様式(第5条関係)

連 帯 保 証 書

別紙和歌山県中小企業高度化資金貸付申請書による、
に対する貸付金の一切の債務については、私共連帯して保証の責に任ずることを承諾い
たします。

年 月 日

住 所
氏 名(自署)

住 所
氏 名(自署)

和歌山県知事 様

別記第3号様式中「殿」を「様」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

別記第5号様式中「殿」を「様」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「殿」を「様」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

別記第9号様式中「殿」を「様」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和歌山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、公布日以後の貸付けの申請を行った者から適用し、同日前に貸付けの申請を行った者については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700469	ニチイケアセンター紀の川	紀の川市粉河420-2 瑞穂ビル2A号室	同行援護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和3.3.1

和歌山県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により上富田町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーンプラス上富田店

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775番7外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1487号

3 意見の概要

住民意見を尊重するとともに、店舗の設置場所が郊外ではなく住居が隣接している立地環境から、悪臭・日影・騒音等については環境に負荷を及ぼさないよう十分配慮し、また、営業時間や交通の安全面についても、営利第一主義ではなく周辺環境へ及ぼす影響を考慮のうえ対処願いたい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月30日から同年5月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第475号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和3年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月4日	日	午後1時30分	海南市民交流センター	海南市下津町下津500-1	海草
7月16日	金	午後1時30分	紀美野町役場美里支所	海草郡紀美野町神野市場226-1	
7月21日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	
7月24日	土	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地	
7月14日	水	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月17日	土	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	
7月20日	火	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	
7月8日	木	午後1時30分	橋本市民会館	橋本市東家1-6-27	伊都
7月27日	火	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	
7月21日	水	午後1時30分	有田川町清水文化センター	有田郡有田川町清水963-3	有田
7月27日	火	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021	
7月31日	土	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町下津野2021	
7月6日	火	午後1時30分	日高川町農村環境改善センター	日高郡日高川町小熊2416	日高
7月8日	木	午後1時30分	日高川交流センター	日高郡日高川町高津尾718-3	
7月14日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629	
7月27日	火	午後1時30分	みなべ町生涯学習センター	日高郡みなべ町谷口301-4	
7月13日	火	午後1時30分	龍神市民センター	田辺市龍神村安井1048番地の6	
7月14日	水	午後1時30分	大塔総合文化会館	田辺市鮎川2567番地の1	

7月15日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月26日	月	午後1時30分	すさみ町総合センター	西牟婁郡すさみ町周参見4120-1	
7月27日	火	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	
7月15日	木	午後1時30分	古座川町中央公民館	東牟婁郡古座川町高池777	東牟婁
7月20日	火	午後1時30分	串本町文化センター	東牟婁郡串本町串本2427	
7月27日	火	午後1時30分	北山村立村民会館	東牟婁郡北山村大沼66	
7月29日	木	午後1時30分	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8	
8月1日	日	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性検査当日に配布するテキスト等を用いた自宅学習により行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和3年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査の開始時刻に遅れた者はこの適性検査を受けることができない。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性検査を中止し、又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報の修正）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（舗装点検）
- 2 作業期間 令和2年9月7日から令和3年2月16日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市周辺（国道26号）、和歌山県橋本市及び奈良県五條市周辺（国道24号）並びに和歌山県田辺市、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町周辺（国道42号）

和歌山県告示第478号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、テレメータ設備整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
テレメータ設備整備業務
 - (2) 契約期間
契約締結の日から270日間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。
 - (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
 - (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても（1）に掲げる条件を満たす者

であること。

(3) 過去10年間に於いて、テレメータ設備整備業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムに於いては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人に於いては、登記事項証明書

キ 個人に於いては、住民票

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者に於いては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人に於いては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人に於いては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（3）に掲げる要件を満たしていることを証する契約書等（業務名、業務期間、発注者及び受託者を確認できる部分並びに業務内容を確認できる書面）の写し

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムに於いては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）7特殊設備保守管理（小分類）6道路・河川・港湾設備保守管理」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年4月30日（金）から同年5月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年5月13日（木）午前9時から同月17日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年5月13日（木）から同月24日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和3年6月2日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和3年6月16日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和3年6月21日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料（以下単に「使用料」という。）の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

和歌山県告示第480号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和3年5月1日から施行する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中「株式会社第三銀行」を「株式会社三十三銀行」に改める。

公 告

入札公告

テレメータ設備整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年4月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

テレメータ設備整備業務

(3) 業務の内容

テレメータ設備整備業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結の日から270日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第478号に規定するテレメータ設備整備業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 期間

令和3年4月30日（金）から同年5月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和3年5月13日（木）午前9時から同月17日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 会議室411

イ 入札日時

令和3年6月9日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

令和3年6月9日（水）午前11時5分

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの入札に参加する資格があることを確

認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和3年6月9日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを

引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130（直通）

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Improvement of Telemeter Equipment

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 9 June 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 June 2021)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3130

FAX 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp